

金銭・有価証券の預託、記帳および振替に関する契約のご説明

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです)

この書面をよくお読みください。

- 当社では、お客さまから有価証券の売買等に必要な金銭および有価証券をお預かりし、法令に従って当社の財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の財産と分別し、記帳および振替を行います。

手数料など諸費用について

- ・ 当社は、有価証券のお預かりについては、料金をいたしません。
- ・ 預託している株券等を当社以外の金融機関へ預替え（移管）される場合には、以下の移管手数料をいただきます。

■ 株式（※）：1 単元以下	1, 100 円（税込み）
1 単元増すごとに	550 円加算（税込み）
19 単元以上	11, 000 円（税込み）
■ 投資信託：1 銘柄	1, 100 円（税込み）
■ 債券、外国証券：1 銘柄	1, 100 円（税込み）

この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・ この契約に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

※証券保管振替機構を通じて移管する株式を指します。

金銭・有価証券等の預託、記帳および振替に関する契約の概要

当社では、お客さまから有価証券の売買等に必要な金銭および有価証券をお預かりし、法令に従って当社の固有財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の固有財産と分別して記帳および振替を行います。

当社が行う金融商品取引業の内容および方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社では、証券取引口座を設定していただいたうえで、有価証券の売買等の注文を受付けております。この口座開設に際して、当社では、お客さまと当社との間で行う取引に関する取決め事項を定めた「証券総合サービス約款集」をお客さまにお渡しいたしますので、あらかじめよくお読みください。

この契約の終了事由

当社の証券取引約款に掲げる事由に該当した場合（主なものは次のとおりです）は、この契約は解約されます。

- お客さまから解約のお申出があった場合
- この契約の対象となる財産の残高がないまま、相当の期間を経過した場合
- やむを得ない事由により、当社が解約を申出た場合